

健康保険組合でも2017年1月からマイナンバー（個人番号）の運用が開始されます

日立健保では法令に基づき、以下のとおりみなさまのマイナンバーを取得します

取得方法

- 一般被保険者（従業員）とその被扶養者

- 1 事業主から取得
- 2 住基ネットから取得



- 任継・特退被保険者とその被扶養者

- 1 住基ネットから取得



上記方法で取得できなかった場合、日立健保から被保険者宛てにマイナンバーの提供をご依頼（2017年4月頃）させていただきます。
ご理解とご協力をお願いいたします。

いただいたマイナンバーについては、日立グループの規定に準じた高いセキュリティのもと管理いたします。

ご参考 今後のスケジュール

2017年
1月～

○厚生年金保険においてマイナンバー運用開始

厚生年金保険の届出などでマイナンバーの運用が開始されます。

○国の行政機関の情報連携開始

「情報提供ネットワークシステム」の運用が開始され、まずは国の行政機関間で情報連携が始まります。

2017年
7月～

○健康保険組合を含む医療保険者などの情報連携開始

健康保険組合などで情報連携が始まります。医療保険者間の健診データの連携、予防接種の履歴の共有、その後段階的に、受診時のオンライン資格確認の導入なども予定されております。

特定個人情報について

特定個人情報とは、マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は法令により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健康保険組合の扶養認定に際し市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）など、利用範囲が定められており、法令で定める利用範囲を超えて利用しません。



特定個人情報の利用目的の特定および公表

特定個人情報を取り扱うにあたり、その利用目的を特定し、公表いたします。

法令において定められた他の医療保険者または行政機関（以下「他機関」という）との情報連携における利用目的は以下のとおりです。

健康保険組合の事務処理執行のため、他機関より情報を受ける場合

- 傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報など
- 高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- 被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- 被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報など

他機関の事務執行のため、健康保険組合が情報を提供する場合

- 高額療養費、出産、葬祭関連給付など、他機関の給付事務にかかる健康保険組合における保険給付関係情報
- 資格取得、被扶養者認定など、他機関の資格確認事務にかかる健康保険組合における資格取得、被扶養者資格関連情報